④

令　和　８　年　９　月

条　例　議　案　概　要　説　明　書

目　　次

ページ

議案第７７号　職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を定めるについて……　1

議案第７８号　行政財産の許可使用に係る使用料徴収条例の一部を改正する条例を定めるについて……　2

議案第７９号　徳島市地方活力向上地域内における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例を定めるについて……　2

議案第８０号　印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例を定めるについて……　2

議案第８１号　徳島市文化振興施設設置条例の一部を改正する条例を定めるについて……　3

議案第８２号　徳島市生涯福祉センター条例の一部を改正する条例を定めるについて……　3

議案第８３号　徳島市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を定めるについて……　4

議案第８４号　徳島市廃棄物の処理及び再利用に関する条例及び徳島市一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例の一部を改正する条例を定めるについて……　5

議案第８５号　徳島市勤労者福祉施設条例の一部を改正する条例を定めるについて……　5

議案第８６号　徳島市農村環境改善センター条例の一部を改正する条例を定めるについて ・・・

議案第７７号

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を定めるについて

１　災害応急作業等手当等の改正

人事院規則の改正に準じ，災害応急作業等手当及び消防業務手当の額について次のとおり改正する。

⑴　災害応急作業等手当の改正

区分		改正案	現行
異常な自然現象による重大な災害が発生し，又は発生するおそれがある河川の堤防，道路その他の現場において巡回監視等の業務に従事した職員	巡回監視	日額　950円	日額　710円
	応急作業又は応急作業のための災害状況の調査	日額　1,440円	日額　1,080円
災害対策基本法に基づく災害対策本部が設置された本市以外の地方公共団体に派遣された職員で，避難所運営に係る業務，罹災証明に係る家屋調査の業務若しくは被災した児童等に対する学習指導その他の学校教育活動の支援に係る業務又はこれらに相当する業務に従事したもの		日額　1,440円	日額　1,080円

⑵　消防業務手当の改正

緊急消防援助隊等として災害対策本部が設置された本市以外の地方公共団体に派遣された消防職員であって，当該地方公共団体において消防の応援等に従事したものに対する消防業務手当を，１日につき１，４４０円（現行　１，０８０円）に引き上げる。

２　教育特殊業務手当の改正

徳島県学校職員の特殊勤務手当の改正に準じ，高等学校に勤務する職員の週休日に行う部活動に係る教育特殊業務手当の額を，１日につき３，９００円（現行　３，６００円）に引き上げる。

３　施行期日等

⑴　公布の日から施行し，令和８年４月１日から適用する。

⑵　所要の経過措置を講ずる。

議案第７８号

行政財産の許可使用に係る使用料徴収条例の一部を改正する条例を定めるについて

１　使用料の新設

電気通信事業法の改正により認定鉄塔等提供事業者制度が創設されたことに伴い，認定鉄塔等提供事業者が鉄塔等提供事業のために本市の行政財産を使用する場合に係る使用料を，国の取扱いに準じて電気通信事業法施行令に定める額とする。

２　施行期日等

公布の日から施行し，同日以後の使用の申請に係る使用料について適用する。

議案第７９号

徳島市地方活力向上地域内における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例を定めるについて

１　課税免除の対象となる者に係る計画認定期限の延長等

地域再生法第１７条の６の地方公共団体等を定める省令の改正に伴い，固定資産税の課税免除について，対象となる者を令和１０年３月３１日まで（現行　令和８年３月３１日まで）に徳島県知事から地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定を受けた認定事業者とするほか，対象となる特別償却設備の範囲を明確化する。

２　施行期日

公布の日から施行する。

議案第８０号

印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例を定めるについて

１　印鑑登録証明書の交付請求の改正

出入国管理及び難民認定法等の改正に伴い，個人番号カード以外に印鑑登録者が自ら端末機を用いて印鑑登録証明書の交付を申請する際の認証に使用することができるものとして，特定在留カード及び特定特別永住者証明書を加える。

２　施行期日

公布の日から施行する。

議案第８１号

徳島市文化振興施設設置条例の一部を改正する条例を定めるについて

社会経済情勢の変化に適切に対応するとともに，市民負担の公平性・公正性を確保する観点から，次のとおり改正する。

１　利用料金の改正

⑴　文化振興施設利用料金の上限額を次のとおり改正する。

区分		改正案	現行
活動室	１時間までごとにつき	1,580円	1,440円
ホール		4,770円	4,340円
楽屋		250円	230円
ギャラリー		3,680円	3,350円
調光操作卓その他の付属設備	一式又は１品につき１回	9,200円	8,370円

⑵　本市の区域内に住所を有する者又は事務所を有する法人その他の団体（以下「本市住民等」という。）以外のものが利用する場合の額について，本市住民等が利用する場合の額を５割増し（現行　３割増し）した額とする。

⑶　義務教育終了までの者及び高校生が利用する場合の額について，それ以外の者が使用する場合の額の半額とする規定を加える。

２　施行期日等

⑴　令和９年４月１日から施行する。

⑵　この条例を施行するために必要な準備行為は，この条例の施行の日前においても行うことができることとする等，所要の経過措置を講ずる。

議案第８２号

徳島市生涯福祉センター条例の一部を改正する条例を定めるについて

社会経済情勢の変化に適切に対応するとともに，市民負担の公平性・公正性を確保する観点から，次のとおり改正する。

１　利用料金の改正

会議室等，付属設備並びに健康判定・屋内運動室及び健康保養浴場の利用料金の上

限額を，次のとおり改正する。

⑴　会議室等利用料金に係る午前９時から午後５時までの間の第１会議室利用料金の上限額を，１０，０９０円（現行　８，７８０円）とする等，利用時間の区分等に応じて定めている現行の額をおおむね１４．８８パーセント増額改正する。

⑵　付属設備利用料金の上限額を，一式又は１品につき１回３，５９０円（現行　３，１３０円）とする。

⑶　健康判定・屋内運動室及び健康保養浴場の利用料金の上限額を次のとおり改正する。

区分			改正案	現行
健康判定・屋内運動室		１人１回につき	610円	510円
健康保養浴場	一般		870円	730円
	65歳以上の者		600円	510円
	中学生		600円	510円
	小学生		350円	300円
	幼児		230円	200円
健康判定・屋内運動室及び健康保養浴場	一般		1,220円	1,030円
	65歳以上の者		980円	830円

２　施行期日等

⑴　令和９年４月１日から施行する。

⑵　この条例を施行するために必要な準備行為は，この条例の施行の日前においても行うことができることとする等，所要の経過措置を講ずる。

議案第８３号

徳島市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を定めるについて

１　条項の整備

徳島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の改正に伴い，同条例を引用する条項を整備する。

２　施行期日

公布の日から施行する。

議案第８４号

徳島市廃棄物の処理及び再利用に関する条例及び徳島市一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例の一部を改正する条例を定めるについて

１　条項の整備

廃棄物の処理及び清掃に関する法律の改正に伴い，同法を引用する条項を整備する。

２　施行期日

廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

議案第８５号

徳島市勤労者福祉施設条例の一部を改正する条例を定めるについて

社会経済情勢の変化に適切に対応するとともに，市民負担の公平性・公正性を確保する観点から，次のとおり改正する。

１　利用料金の改正

施設利用料金の上限額を次のとおり改正する。

⑴　午前８時３０分から午後５時までの間の体育室の営利等目的でない場合の額を４，８４０円（現行　４，４００円）とする等，利用時間の区分等に応じて定めている現行の額をおおむね９．６０パーセント増額改正する。

⑵　本市住民以外の者が利用する場合の額について，本市住民が利用する場合の額を５割増し（現行　２割増し）した額とする。

２　施行期日等

⑴　令和９年４月１日から施行する。

⑵　この条例を施行するために必要な準備行為は，この条例の施行の日前においても行うことができることとする等，所要の経過措置を講ずる。

議案第８６号

徳島市農村環境改善センター条例の一部を改正する条例を定めるについて

社会経済情勢の変化に適切に対応するとともに，市民負担の公平性・公正性を確保する観点から，次のとおり改正する。

１　施設の使用料の改正

施設の使用料を次のとおり改正する。

⑴　午前９時から午後５時までの間の多目的ホール使用料の額を，６，７９０円（現行　６，１７０円）とする等，利用時間の区分等に応じて定めている現行の使用料の額をおおむね９．９９パーセント増額改正する。

⑵　本市の区域内に住所を有する者又は事務所を有する法人その他の団体（以下「本市住民等」という。）以外のものが利用する場合の額について，本市住民等が利用する場合の額を５割増し（現行　２割増し）した額とする。

２　付属設備の使用料の改正

付属設備使用料の額を，１件につき２，４２０円以内（現行　２，２００円以内）で規則で定める額とする。

３　施行期日等

⑴　令和９年４月１日から施行する。

⑵　所要の経過措置を講ずる。

議案第８７号

とくしま動物園条例の一部を改正する条例を定めるについて

社会経済情勢の変化に適切に対応するとともに，市民負担の公平性・公正性を確保する観点から，次のとおり改正する。

１　入園料の改正

入園料を次のとおり改正する。

区分		改正案	現行
個人入園料	１人１回につき	900円	600円
	１人１年につき	3,000円	1,500円
団体入園料	１人１回につき	700円	480円

２　駐車場の使用料の改正

駐車場の使用料を次のとおり改正する。

区分		改正案	現行
普通自動車	１台１日１回につき	500円	310円
大型自動車		2,000円	1,310円

３　施行期日等

⑴　令和９年４月１日から施行する。

⑵　所要の経過措置を講ずる。

議案第８８号

徳島市景観まちづくり条例の一部を改正する条例を定めるについて

１　条項の整備

景観法の改正に伴い，同法を引用する条項を整備する。

２　施行期日

都市再生特別措置法等の一部を改正する法律の施行の日から施行する。

議案第８９号

徳島市学校医，学校歯科医及び学校薬剤師公務災害補償条例の一部を改正する条例を定めるについて

公立学校の学校医，学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令の改正に伴い，補償基礎額等について次のとおり改正する。

１　補償基礎額の改正

公務災害補償の額の算定の基礎となる補償基礎額を平均３．４８％引き上げる。

２　介護補償額の改正

介護補償の月額を次のとおり改正する。

区分		改正案	現行
常時介護を要する場合	介護に要する費用を支出した場合の介護補償額の上限（参考）	変更なし	186,050円
	親族等により介護を受けた場合の介護補償額	90,790円	85,490円

随時介護を要する場合	介護に要する費用を支出した場合の介護補償額の上限（参考）	変更なし	92,980円
	親族等により介護を受けた場合の介護補償額	45,400円	42,700円

３　葬祭補償額の改正

葬祭補償の額を，３３万円に補償基礎額の３０倍に相当する金額を加えた額（現行３１万５千円に補償基礎額の３０倍に相当する金額を加えた額）に引き上げる。

４　施行期日等

⑴　公布の日から施行し，令和８年４月１日から適用する。

⑵　所要の経過措置を講ずる。

議案第９０号

徳島市公民館条例及び徳島市地区コミュニティセンター条例の一部を改正する条例を定めるについて

１　徳島市公民館条例の一部改正

次の公民館を廃止する。

⑴　加茂名公民館蔵本分館

⑵　加茂名公民館名東３丁目分館

⑶　不動公民館

⑷　不動公民館西町分館

２　徳島市地区コミュニティセンター条例の一部改正

徳島市不動コミュニティセンターにおいて地域の生涯学習の推進に関する事業を行うこととし，同コミュニティセンターの指定管理者は，当該事業の実施に関する業務を行うこととする。

３　施行期日

令和９年４月１日から施行する。

議案第９１号

徳島市立徳島城博物館条例の一部を改正する条例を定めるについて

社会経済情勢の変化に適切に対応するとともに，市民負担の公平性・公正性を確保す

る観点から，次のとおり改正する。

1　観覧料の改正

常設展の観覧料を次のとおり改正する。

区分			改正案	現行
高等学校の生徒並びに高等専門学校及び大学の学生並びにこれらに準ずる者	個人	１人１回につき	250円	200円
	団体		200円	160円
その他の者（義務教育終了までの者を除く。）	個人		400円	300円
	団体		320円	240円

2　使用料の改正

⑴　特別室使用料を次のとおり改正する。

区分	改正案	現行
１時間につき	400円	300円
１日につき	2,800円	2,100円

⑵　特別室使用料に関し，本市の区域内に住所を有する者又は事務所を有する法人その他の団体（以下「本市住民等」という。）以外のものが利用する場合の額について，本市住民等が利用する場合の額を５割増しした額とする規定を加える。

⑶　付属設備使用料の額を，１件につき６８０円以内（現行　５１０円以内）で規則で定める額とする。

⑷　博物館資料使用料を次のとおり改正する。

区分			改正案	現行
写真撮影	モノクローム	１点１回	2,780円	2,080円
	カラー		3,490円	2,610円
原板使用	モノクローム		2,090円	1,560円
	カラー		2,780円	2,080円
模写			2,780円	2,080円
模造			2,780円	2,080円

熟覧	１点１日	480円	360円

３　施行期日等

⑴　令和９年４月１日から施行する。

⑵　所要の経過措置を講ずる。

議案第９２号

徳島市立考古資料館条例の一部を改正する条例を定めるについて

社会経済情勢の変化に適切に対応するとともに，市民負担の公平性・公正性を確保する観点から，次のとおり改正する。

１　利用料金の改正

⑴　研修室利用料金の上限額を次のとおり改正する。

区分	改正案	現行
１時間につき	400円	300円
１日につき	2,800円	2,100円

⑵　研修室利用料金に関し，本市の区域内に住所を有する者又は事務所を有する法人その他の団体（以下「本市住民等」という。）以外のものが利用する場合の額について，本市住民等が利用する場合の額を５割増しした額とする規定を加える。

⑶　付属設備利用料金の上限額を，１件につき２００円（現行　１００円）とする。

２　施行期日等

⑴　令和９年４月１日から施行する。

⑵　この条例を施行するために必要な準備行為は，この条例の施行の日前においても行うことができることとする等，所要の経過措置を講ずる。

議案第９３号

徳島市立青少年交流プラザ条例の一部を改正する条例を定めるについて

社会経済情勢の変化に適切に対応するとともに，市民負担の公平性・公正性を確保する観点から，次のとおり改正する。

１　宿泊施設の利用料金の改正

⑴　宿泊施設利用料金の上限額を次のとおり改正する。

区分			改正案	現行
青少年	幼児（参考）	１人１泊につき	変更なし	無料
	幼児以外の者		500円	440円
一般			1,000円	880円

⑵　本市住民以外の者が利用する場合の額について，本市住民が利用する場合の額を５割増しした額とする規定を加える。

２　集会室の利用料金の改正

集会室利用料金の上限額を次のとおり改正する。

⑴　午前９時から午後５時までの間の青少年団体の利用に係る額を，１，２００円（現行　９００円）とする等，利用時間の区分等に応じて定めている現行の額をおおむね３３．３３パーセント増額改正する。

⑵　前記１の⑵と同様の規定を加える。

３　施行期日等

⑴　令和９年４月１日から施行する。

⑵　この条例を施行するために必要な準備行為は，この条例の施行の日前においても行うことができることとする等，所要の経過措置を講ずる。

議案第９４号

徳島市体育施設条例の一部を改正する条例を定めるについて

社会経済情勢の変化に適切に対応するとともに，市民負担の公平性・公正性を確保する観点から，次のとおり改正する。

１　徳島市立体育館の利用料金の改正

競技場，会議室，付属設備及び冷暖房設備の利用料金の上限額を次のとおり改正する。

⑴　競技場利用料金に係る午前９時から午後５時までの間の第一競技場の全部利用かつアマチュアスポーツ利用かつ入場料等非徴収の場合の額を，１７，２７０円（現行　１５，７００円）とする等，利用区分等に応じて定めている現行の額をおおむ

ね９．８５パーセント増額改正する。

⑵　競技場利用料金に関し，個人が利用する場合の利用料金を廃止する。

⑶　競技場及び会議室の利用料金に関し，本市住民以外の者が利用する場合の額について，本市住民が利用する場合の額を５割増し（現行　２割増し）した額とする。

２　徳島市立スポーツセンターの利用料金の改正

競技場，会議室及び付属設備の利用料金の上限額を次のとおり改正する。

⑴　競技場利用料金に係る午前９時から午後５時までの間の全部利用かつアマチュアスポーツ利用かつ入場料等非徴収の場合の額を，６，８００円（現行　６，１７０円）とする等，利用区分等に応じて定めている現行の額をおおむね９．０１パーセント増額改正する。

⑵　競技場利用料金に関し，個人が利用する場合の利用料金を廃止する。

⑶　競技場及び会議室の利用料金に関し，本市住民以外の者が利用する場合の額について，本市住民が利用する場合の額を５割増し（現行　２割増し）した額とする。

３　徳島市Ｂ＆Ｇ海洋センター体育館の利用料金の改正

競技場等，会議室及び付属設備の利用料金の上限額を次のとおり改正する。

⑴　競技場等利用料金に係る午前９時から午後５時までの間の競技場の全部利用かつアマチュアスポーツ利用かつ入場料等非徴収の場合の額を，６，８００円（現行　６，１７０円）とする等，利用区分等に応じて定めている現行の額をおおむね９．０１パーセント増額改正する。

⑵　競技場等利用料金に関し，個人が利用する場合の利用料金を廃止する。

⑶　競技場等及び会議室の利用料金に関し，本市住民以外の者が利用する場合の額について，本市住民が利用する場合の額を５割増し（現行　２割増し）した額とする。

４　徳島市立体操センターの利用料金の改正

徳島市立体操センター利用料金の上限額を次のとおり改正する。

⑴　午前９時から午後５時までの間の全部利用かつアマチュアスポーツ利用かつ入場料等非徴収の場合の額を，６，８００円（現行　６，１７０円）とする等，利用区分等に応じて定めている現行の額（⑵に掲げるものを除く。）をおおむね８．９４パーセント増額改正する。

⑵　個人が利用する場合の額を，次のとおり改正する。

区分		改正案	現行
午後５時から午後９時までの間の利用の場合	１人１時間までごとにつき	400円	300円
その他の場合		200円	100円

⑶　本市住民以外の者が利用する場合（個人が利用する場合を除く。）の額について，本市住民が利用する場合の額を５割増し（現行　２割増し）した額とする。

５　徳島市陸上競技場の利用料金の改正

⑴　専用利用する場合の施設利用料金の上限額を次のとおり改正する。

ア　午前９時から午後５時までの間のアマチュアスポーツ及びレクリエーション利用かつ入場料等非徴収の場合の一般の者に係る額を，３６，３００円（現行　３３，０００円）とする等，利用区分等に応じて定めている現行の額をおおむね１０．１６パーセント増額改正する。

イ　本市住民以外の者が利用する場合の額について，本市住民が利用する場合の額を５割増し（現行　２割増し）した額とする。

⑵　個人利用する場合の施設利用料金の上限額を次のとおり改正する。

区分		改正案	現行
高校生以下	１回につき	100円	50円
一般		200円	100円

⑶　付属設備利用料金の上限額を，１件につき３，４４０円（現行　３，１３０円）とする。

⑷　駐車場利用料金の上限額を，１台１回につき４００円（現行　３１０円）とする。

６　市民運動広場の利用料金の改正

⑴　市民運動広場利用料金の上限額を次のとおり改正する。

区分				改正案	現行
営利等を目的とするとみなされない場合	徳島市民島田運動広場において夜間照明施設を利用する場合	高校生以下	１グラウンド１時間までごとにつき	780円	新設
		一般		1,200円	1,100円
	その他の場合	高校生以下		420円	新設

		一般		840円	760円
営利等を目的とするとみなされる場合				4,700円	4,280円

⑵　本市住民以外の者が利用する場合の額について，本市住民が利用する場合の額を５割増しした額とする規定を加える。

7　市民庭球場の利用料金の改正

⑴　市民庭球場利用料金の上限額を次のとおり改正する。

区分			改正案	現行
夜間照明施設を利用する場合	高校生以下	１コート１時間までごとにつき	1,130円	新設
	一般		1,360円	1,200円
その他の場合	高校生以下		240円	新設
	一般		470円	310円

⑵　本市住民以外の者が利用する場合の額について，本市住民が利用する場合の額を５割増しした額とする規定を加える。

8　プールの利用料金の改正

⑴　プール利用料金の上限額を次のとおり改正する。

区分				改正案	現行
徳島市田宮公園プール利用料金	個人	一般	１人１回につき	400円	340円
		児童・生徒		200円	160円
		幼児		100円	80円
	団体	一般		300円	260円
		児童・生徒		150円	120円
		幼児		70円	60円
徳島市Ｂ＆Ｇ海洋センタープール利用料金	個人	一般		300円	230円
		児童・生徒		150円	110円
		幼児		100円	50円

	団体	一般		200円	160円
		児童・生徒		100円	80円
		幼児		50円	30円

⑵　徳島市田宮公園プール駐車場利用料金の上限額を，１台１回につき４００円（現行　３１０円）とする。

９　市民夜間運動場の利用料金の改正

⑴　市民夜間運動場利用料金の上限額を，１時間までごとにつき１，２００円（現行　１，１００円）とする。

⑵　本市住民以外の者が利用する場合の額について，本市住民が利用する場合の額を５割増しした額とする規定を加える。

１０　徳島市球技場の利用料金の改正

競技場，会議室及び付属設備の利用料金の上限額を次のとおり改正する。

⑴　競技場利用料金に係る午前９時から午後５時までの間の第一競技場のアマチュアスポーツ及びレクリエーション利用かつ入場料等非徴収の場合の一般の者に係る額を，３６，３００円（現行　３３，０００円）とする等，利用区分等に応じて定めている現行の額をおおむね９．６７パーセント増額改正する。

⑵　競技場及び会議室の利用料金に関し，本市住民以外の者が利用する場合の額について，本市住民が利用する場合の額を５割増し（現行　２割増し）した額とする。

１１　徳島市ライフル射撃場の利用料金の改正

⑴　徳島市ライフル射撃場利用料金の上限額を次のとおり改正する。

区分				改正案	現行
スモールボア・ライフル射撃場	個人利用		１人１時間までごとにつき	400円	300円
	専用利用		１時間までごとにつき	3,500円	3,180円
エア・ライフル射撃場	個人利用	高校生以下	１人１時間までごとにつき	200円	150円
		一般		400円	300円
	専用利用		１時間までごとにつき	3,500円	3,180円

⑵　本市住民以外の者が利用する場合の額について，本市住民が利用する場合の額を

５割増し（現行　２割増し）した額とする。

１２　施行期日等

⑴　令和９年４月１日から施行する。

⑵　この条例を施行するために必要な準備行為は，この条例の施行の日前においても行うことができることとする等，所要の経過措置を講ずる。

議案第９５号

徳島市公共下水道事業条例及び徳島市都市下水路条例の一部を改正する条例を定めるについて

本市の都市下水路の一部を雨水公共下水道として位置付けることに伴い，次のとおり改正する。

１　徳島市公共下水道事業条例の一部改正

⑴　下水道法第２条第３号に規定する公共下水道のうち，同号ロに規定するものを，本条例の「公共下水道」の定義から除く。

⑵　令和９年４月１日から新たに条例の適用を受けることとなる既設の排水設備及び処理施設であって管理者が定めるものについては，条例に規定する構造の技術上の基準を適用しないこととする特例を定める。

２　徳島市都市下水路条例の一部改正

⑴　題名の改正

条例の題名を「徳島市雨水公共下水道及び都市下水路に関する条例」に改める。

⑵　雨水公共下水道の設置

下水道法第２条第３号ロに規定する主として市街地における雨水のみを排除するために本市が管理する下水道を，雨水公共下水道として設置するとともに，雨水公共下水道に関して次のとおり改正する。

ア　雨水公共下水道の構造の技術上の基準については，公共下水道事業条例の規定を準用することとする。

イ　雨水公共下水道に係る工事等の承認，行為の許可及び軽微な変更について，申請の手続等を定める。

ウ　市長の許可を受けて占用物件を設けることができるものに，雨水公共下水道の敷地及び排水施設を加える。

３　施行期日等

⑴　令和８年１０月１日から施行する。ただし，前記１の⑵については，令和９年４月１日から施行する。

⑵　所要の経過措置を講ずる。

議案第９６号

消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を定めるについて

１　葬祭補償額の改正

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の改正に伴い，葬祭補償の額を，３３万円に補償基礎額の３０倍に相当する金額を加えた額（現行　３１万５千円に補償基礎額の３０倍に相当する金額を加えた額）に引き上げる。

２　施行期日等

⑴　公布の日から施行し，令和８年４月１日から適用する。

⑵　所要の経過措置を講ずる。